

国民生活センターによる公表事例(財産事案)

※個別業法の適用の有無は、具体的な事案ごとに判断されるものである。本資料における「関係すると考えられる個別業法・個別法の例」の記載は、研究会の議論の参考とするために各事例の取引方法、商品等から、関係すると思われる個別業法・個別法の例を消費者庁の責任で取りまとめて記載したものであり、実際に各事例への各法律の適用可能性の有無を示すものではない。  
 【問題提起】「消費者の財産被害事例の中で、関係する個別法・個別業法がなく、十分な対応ができていないものがあるのではないか。」(資料2の7ページ)

資料4-1

番号	実施時期	件名	事例	関係すると考えられる個別業法・個別法の例	相談件数等
1	H21.9.15	騙されないで！消費者庁をかたった悪質商法	【事例1】 「消費者庁からの依頼を受け、未公開株の詐欺被害に関する調査を実施している。アンケートに協力して欲しい」とA社から電話があった。消費者庁からの依頼だから信用できると思い、未公開株の詐欺被害に遭ったと正直に答えた。A社は「手元の統計データを見ても、あなたの住んでいる地域は被害が多い。ちょうどその地域の被害者を支援するBという会社がある。B社は未公開株詐欺によって失った金銭を取り戻し、消費者に返金する支援をしている、信用できる会社である。もしB社に返金の支援を希望するならば、アメリカの株式市場に上場しているC社の社債をB社から購入する必要がある。そうすれば、被害額を返金してもらえただけでなく、社債の利率7%の利益を得ることもできる」と説明した。数時間後、先ほどA社が紹介していたB社から電話があり、「C社の社債を購入してくれば、未公開株の詐欺被害で失ったお金を取り戻す支援をする」とA社と同じ内容の説明をされた。消費者庁から依頼を受けたというA社とB社を信用して、C社の社債を購入してもよいか。	○金商法 ＜登録業者＞ ・行為規制…虚偽告知の禁止(第38条第1号)等 ・措置 …業務改善命令(第51条)、業務停止等(第52条) ＜無登録業者＞ ・行為規制 …無登録業の禁止(第29条) 広告・勧誘規制(第31条の3の2) ・民事ルール…取引の原則無効(第171条の2) ・措置 …金商法違反行為の禁止又は停止命令の申立て(第192条)	—
2	H21.9.15	未公開株のトラブルが再び増加—「劇場型」被害回復型など新たな手口が次々登場—	【事例1】複数の業者が登場する「劇場型」 A社から電話があり、「C社の株を持っていないか。持っていれば高値で買い取る」と言われたが、持っていなかったので断った。その後、B社から「C社の未公開株を1株150万円で買わないか」と電話があった。そこでA社に相談したところ「ぜひ買ってくれ。400万円で買い取る」と言われたので、B社に電話し、値切って140万円で購入した。買い取りをしてもらおうとA社に電話しているが、連絡が取れない。後になって、A社とB社のFAX番号が同じだと気付いた。	○金商法 ＜登録業者＞ ・行為規制…虚偽告知の禁止(第38条第1号)等 ・措置 …業務改善命令(第51条)、業務停止等(第52条) ＜無登録業者＞ ・行為規制 …無登録業の禁止(第29条) 広告・勧誘規制(第31条の3の2) ・民事ルール…取引の原則無効(第171条の2) ・措置 …金商法違反行為の禁止又は停止命令の申立て(第192条)	・平成21年度は1,270件の相談 【平成21年8月末日までの登録分】
3	H21.10.7	ソーラーシステムの訪問販売のトラブルが増加—「売電収入」や「補助金」の過剰なセールストークに惑わされないで—	【事例3】 訪問販売で、「国の補助金が受けられる」と説明され、太陽光発電システム(約450万円)の契約をした。補助金は、70万円/kWだが、契約書をみると90万円/kW(※)となっている。不安になり国の補助金の窓口で電話して問い合わせたところ、「対象にならないと思われるので、事業者と話し合うように」と言われた。工事が始まっているので、諦めるしかないか。 ※国の補助金の交付条件として、税抜きでシステム価格が70万円/kW以下であるという条件がある。	○特商法(訪問販売) ・行為規制…不実告知(第6条第1項)等 ・措置 …指示(第7条)、業務停止(第8条)	・平成20年度は1,434件の相談 ・平均契約購入金額は約404万円 【平成21年9月15日までの登録分】
4	H21.11.4	アフィリエイトやドロップシッピングに関する相談が増加！—「簡単に儲かる！」? インターネットを利用した“手軽な副業”に要注意—	【事例2】勧誘した業者とは関係ないと言い、解約に応じてくれない(アフィリエイト) 業者Aから突然電話があり、アフィリエイトをしないかと勧誘された。業者Aは、「ウェブサイト上に広告を貼り付ける仕事で、契約初月で5万円、3か月目で30万円は絶対に稼げる。しかし、この仕事には商品の卸業者やサーバーを管理するサイトが必要。大手業者だと年間100万円はかかるので、安く済む業者Bを紹介する。業者Bならサーバーの管理費や広告宣伝費などを含めて60万円で済む」と言い、業者Aから業者Bのウェブサイトのアドレスを教えられた。業者Bのウェブサイトから契約を申し込み、代金60万円を業者Bの口座に振り込んだ。 その後、業者Bは無料でウェブサイトやサーバーを提供している別業者の紹介や、アフィリエイトのノウハウを教えているだけだとわかった。話が違うので、業者Bにクーリング・オフを申し出たが、「できない」と言われた。業者Aに連絡したが、「うちと業者Bは関係ない。解約するならば業者Bに言ってください」と言い、対応しない。業者Bに払ったお金を返してほしい。	○特商法(業務提携誘引販売取引) ・行為規制…不実告知(第52条第1項)等 ・措置 …指示(第56条)、業務停止(第57条)	・平成17年から平成21年までで1,118件の相談 ・契約金額は、5万円未満が17%、10万円未満が5%、50万円未満が23%、100万円未満が38%、100万円以上が17% 【平成21年9月末日までの登録分】
5	H21.11.4	就活中の大学生はご注意！英会話教室やリクルート講座の強引な勧誘	【事例1】 会社説明会の帰りに呼び止められアンケートに答えたところ、後日、電話で「就職に役立つ話が聞ける」と長時間勧められた。「1時間だけ」とのことだったのでやむなく出向くと、狭い個室に案内され、一対一で3時間も説明された。途中で「帰りたい」と伝えたが話がなかなか終わらず、次の予約までさせられた。2回目は英会話学校の契約を2時間半も勧誘され、契約をためらっていると「もう大人なんだから、自分で決めて」と言われた。60万円近くの契約だったので「支払えない」と断ったが「バイトすれば支払える」と説得され、仕方なく契約してしまった。	○特商法(特定継続的役務提供) ・行為規制…迷惑勧誘(第46条)等 ・措置 …指示(同法第46条)、業務停止(同法第47条)	・平成16年度以降、1,044件の相談 ・平均契約金額は約67万円 【平成21年9月末日までの登録分】
6	H21.11.18	見知らぬ業者からの「怪しい社債」の勧誘に耳を貸さないで！	【事例1: 発展途上国を支援しているという業者から、元本保証と言われ契約】 業者より電話があり、「当社は発展途上国の難民への支援を目的としている。難民への寄付をした事はあるか」と聞かれ、途上国の難民について心を痛めていたこともあり、話を聞くことにした。 業者から来訪を受け、「途上国で鉱物の採掘をして収益を得て、現地に学校や病院を建設し社会貢献をしている」などと説明を受けた。また、パンフレットには発展途上国の大使館業務を行っているとの記載もあった。 そして、何度も元本保証という自社の株式転換社債を勧められた。元本保証について念押し、難民の支援と業者の事業を応援しようと思い、4口分200万円を支払った。その2ヶ月後も担当者から「キャンセルがあり困っている。助けてください、上司に叱られる」と泣きつかれ、追加で1口分50万円を支払い、計250万円の社債購入契約をした。 友人に当該契約の話をしたところ、「社債の利率が12%と高すぎるので怪しい」と言われたので解約を申し出た。しかし、業者から「解約には応じられない」と断られた。社債には無担保とある。利払いはまだあるものの、不安なので支払ったお金を返してほしい。	○金商法 ・開示規制…有価証券の募集等に該当する場合、原則、有価証券届出書の届出義務(第4条第1項) ・措置 …課徴金納付命令(第172条)	・平成16年度から平成21年度までで540件の相談 ・(業者にお金を支払ったことが確認できる相談387件の内、)その金額の内訳は、「100万円超～500万円以下」が165件(約43%)、「100万円以下」が144件(約37%)、「1000万円超」が31件(約8%) 【平成21年10月末日までの入力分】

国民生活センターによる公表事例(財産事案)

※個別業法の適用の有無は、具体的な事案ごとに判断されるものである。本資料における「関係すると考えられる個別業法・個別法の例」の記載は、研究会の議論の参考とするために各事例の取引方法、商品等から、関係すると思われる個別業法・個別法の例を消費者庁の責任で取りまとめて記載したものであり、実際に各事例への各法律の適用可能性の有無を示すものではない。  
 【問題提起】「消費者の財産被害事例の中で、関係する個別法・個別業法がなく、十分な対応ができていないものがあるのではないか。」(資料2の7ページ)

資料4-1

番号	実施時期	件名	事例	関係すると考えられる個別業法・個別法の例	相談件数等
7	H21.12.2	債務整理をするとうたった電話勧誘に注意!	【事例6:着手金を支払ったケース】 携帯電話にNPO法人というところから「サラ金の過払い金の相談を受ける」と電話がきた。数年間で完済したことを話したところ、弁護士を必要としている人には紹介しているので、2万円を振り込むよう言われた。しかし、手持ちのお金を持っていないと伝えたところ、持っているだけでよいと言われ5,000円を振り込んだ。この団体は信用できるどころか。	—	・平成16年度以降、620件の相談 【平成21年10月末日までの登録分】
8	H21.12.2	名刺広告掲載の電話勧誘トラブルしつこい勧誘、承諾していないのに請求されることもー	【事例1】 突然自宅に電話があり、母校を応援するという新聞(A紙)広告欄に、自分の名前を載せないかと勧誘された。契約するつもりはなかったが早口でまくし立てられたため、断り切れなくなってしまい、不本意だったが掲載料(35,000円)を振込んだ。後日、同じ事業者より別の新聞(B紙)への掲載の電話勧誘があり、断ったにもかかわらず、自分の名前を掲載したとするB紙を送りつけてきて、35,000円を請求された。今回の請求に応じるつもりはない。支払ったお金も返して欲しい。	○特商法(電話勧誘販売) ・行為規制…迷惑勧誘(第22条)等 ・措置…指示(第22条)、業務停止(第23条)	・平成19年度以降、123件の相談 【平成21年10月末日までの入力分】
9	H21.12.3	占い、ゲーム、アニメ…を見るつもりが、アダルトサイトの高額請求 手口が多様化・巧妙化しているワンクリック請求(インターネットをめぐる消費者トラブル #1)	【事例1】芸能情報サイトから有料アダルトサイトへ誘導 携帯電話で女性アナウンサー名で検索し、サイトを閲覧していたら突然、無料アダルト動画サイトにつながった。興味本位で閲覧を続け、「あなたは18歳以上ですか」という画面に年齢を入力し、ダウンロードボタンを押したら「登録ありがとうございます。90日間見放題39,800円」と表示された。携帯電話の画面には携帯電話会社名や個人ID番号のほか、「3日以内に入金を確認できないときは、不正アクセスの被害届を出す。架空請求やワンクリック詐欺ではない」とも記載されており、不安である。	○特商法(通信販売) ・行為規制…意に反する申込み(第14条)等 ・措置…指示(第14条)、業務停止(第15条)	・平成21年度上半期で、17,794件の相談 【平成21年11月20日までの登録分】
10	H21.12.16	パチンコ・パチスロ攻略法の取引に注意!	【事例1】パチンコ攻略法の電話勧誘を行い、高額な契約を強要する業者 突然、知らない業者から電話があり「絶対に儲かるパチンコ攻略法がある。通常は40万円だが、今回は1万6,000円だけ払ってくれば残りは当社が負担する」などと言われたので、1万6,000円ならと思い申し込んだ。数日後に業者から電話があり「定価の140万円(当初の40万円ではない)で正式に契約をしてくれ」と言われたため拒んだところ、「契約はすでに成立しておりやめるなら違約金が必要だ」と強く言われ、怖くなり仕方なく140万円を業者の口座に振り込んだ。その後業者から送付されてきた攻略情報はA4用紙1枚だった。攻略法を実践してみたが、どの内容も現実的ではなく大当たりにならなかった。支払ったお金を返金してほしい。	○特商法(電話勧誘販売) ・行為規制…不実告知(第21条)等 ・措置…指示(第22条)、業務停止(第23条)	・平成16年度以降、平成21年11月末日現在で18,525件の相談 ・平均契約購入金額は約67万円
11	H21.12.16	利用の前によく確認を!クレジットカードのリボルビング払い	【事例1】店舗でカードを契約。リボ専用カードと説明されなかった。 店頭でポイントカードにクレジット機能の付加を勧められ手続きした。以来カード利用時は手数料のかからない翌月一括払いを指定して利用してきたが、インターネットの会員専用ページを見たら、これまでのカード利用がすべてリボ払いになっていた。カード会社に問い合わせると、このカードはリボ専用カードであると言われた。クレジット機能を付加する際に何の説明もなかった。契約書やパンフレットを見てもリボ専用カードであることは分かりにくかった。	—	・平成16年度から21年度合計で、1,129件の相談 【平成21年11月末日までの登録分】
12	H21.12.16	「無料」のはずが高額請求、子どもに多いオンラインゲームのトラブル(インターネットをめぐる消費者トラブル #2)	【事例2】 テレビで無料とCMをしているゲームサイトに小学校低学年の娘も興味を示したので、無料なら遊ばせてもいいだろうと思い、母親である私の携帯電話で私の名前で娘のために登録をした。娘は10日ほど遊び、1つ5,000円のアイテムを多数購入していた。娘は本当のお金が必要だとは思わず、アイテムも無料だと思って遊んでいた。しかし、後日携帯電話会社から約10万円もの請求書が届いた。	○景表法 ・行為規制…不当表示の禁止(第4条) ・措置…措置命令(第6条)	・平成21年度は、654件の相談(のうち約4割(273件)が、「無料」をうたったオンラインゲーム(無料オンラインゲーム)の相談) ・(無料オンラインゲーム(273件)の相談のうち)利用料等を既に支払ったという相談は48件、その平均金額は約23万円 【平成21年11月末日までの登録分】
13	H22.1.20	「無料」を強調しながらも有料期間に自動移行する宅配ビデオレンタルのトラブル(インターネットをめぐる消費者トラブル #3)	【事例1】1ヶ月無料お試しのはずが、有料登録と判明し取消したい 自宅のパソコンに届いた「1ヶ月無料お試しキャンペーン」のメールにあったリンクから宅配レンタルDVDサービスのサイトを開いて申し込んだ。無料のプランは1ヶ月に8枚借りられる内容だったが、8枚も要らないので、4枚のプランを選択したところビデオサービスの有料会員として登録された。1ヶ月に8枚借りられるプランだけが無料だったことがわかり、すぐにメールで入力ミスである事を伝えたが、業者は認めない。契約内容を確認したり訂正できる画面は無かったように思う。	○特商法(通信販売) ・行為規制…意に反する申込み(第14条)等 ・措置…指示(第14条)、業務停止(第15条)	・宅配ビデオレンタルに関する相談は過去5年で261件、なかでも「無料」「お試し」に関する相談件数は141件 【平成21年12月末日までの登録分】 ・トラブルメール箱に過去5年に寄せられている宅配ビデオレンタルに関する情報は78件、そのうち「無料」「お試し」に関するものが51件 【平成21年12月末日までのトラブルメール箱登録分】

国民生活センターによる公表事例(財産事案)

※個別業法の適用の有無は、具体的な事案ごとに判断されるものである。本資料における「関係すると考えられる個別業法・個別法の例」の記載は、研究会の議論の参考とするために各事例の取引方法、商品等から、関係すると思われる個別業法・個別法の例を消費者庁の責任で取りまとめたものであり、実際に各事例への各法律の適用可能性の有無を示すものではない。  
【問題提起】「消費者の財産被害事例の中で、関係する個別法・個別業法がなく、十分な対応ができていないものがあるのではないか。」(資料2の7ページ)

資料4-1

番号	実施時期	件名	事例	関係すると考えられる個別業法・個別法の例	相談件数等
14	H22.3.3	りんごやみかんの押し売りにご注意ください！	【事例4】再三断ったが強引に買わされた(2009年12月1日以降の相談事例) 今日、自宅に「1kg 800円のオレンジを買わないか」と訪問販売があった。再三断ったが断りきれず「一袋だけ購入する」と伝えたと、一袋には5kg入っていると4,000円を支払わされた。食べてみると、美味しくない。書面は交付されておらず、連絡先も分からない。	○特商法(訪問販売) ・行為規制…再勧誘の禁止(第3条の2)等 ・措置…指示(第7条)、業務停止(第8条)	・平成21年度の「果実」の訪問販売に関する相談は145件 ・支払金額は3,000円未満が17件(11.7%)、3,000円以上1万円未満が16件(11.0%)、1万円台が39件(26.9%)、2万円以上が11件(7.6%) 【平成22年1月末日までの登録分】
15	H22.3.17	「絶対儲かる」「返金保証で安心」とうたう情報商材に注意！—情報商材モータル業者を介して購入した事例から見る問題点—	【事例5】返金条件に該当しているのに、返金に応じない 1年前、インターネットの検索サイトで「このマニュアルを実践すれば間違いなく結婚できる」と書かれた情報商材の広告ページを見つけた。その広告には「芸能界で活躍している女優にも注目されている」という記載や多数の成功談が掲載されていた。また、「今だけ特別価格！通常価格約4万円のところ300部限定約1万円で販売！規定数以上売れたら予告なしに値上げします」という記載があり、「1年間試しても恋人ができれば全額返金する」と書かれていた。悩んだ末に、クレジットカードで支払って購入した。後日、モータル業者からPDF形式の情報商材がメールで送られてきた。1年間実行したが効果がなかったため、メールで販売者に返金請求したが全く返事がない。どうすればいいか。	○特商法(通信販売) ・行為規制…債務不履行(第14条)等 ・措置…指示(第14条)、業務停止(第15条)	・平成18年度以降、情報商材に関する相談は1,301件 ・契約金額の平均金額は約5万2,000円 【平成18年度から平成22年2月末日までの登録分】
16	H22.3.17	商号変更後・会社解散後も旧社名で社債を発行する業者—アフリカントラスト、アフリカパートナー名の社債には手を出さないで—	【事例5】買取り業者から高値で買取ると言われ次々と契約させられたケース 2009年6月頃、AT社より担当者の名刺と一緒に会社案内資料や株式転換社債申込書等の資料が3回も送られてきた。その後、複数の業者から「AT社の株式転換社債は資料が送られた49人しか買えない。額面額の3~4倍で買いたい」との電話がかかってくるようになった。年利12%と高率であり、現実には不可能な話だと思い放置していたが、AT社や買取り業者からあまりに頻りに電話があったので、購入後倒産しないうちに買取り業者に売ってしまえばよいと考えた。そこで7月に、AT社の口座に150万円振り込んで株式転換社債の契約をした。後日電話をかけてきた買取り業者にその旨を伝えたと、人気があるので600万円ほど買って譲ってほしい」と言われ、仕方なく追加で計600万円の契約をした。その後、買取り業者から「AT社の社債は1000万円以上でなければ投資家に転売できない」と言われ、株式などを取り崩してお金を工面した。その後、「1000万円で購入と言っていた投資家は、つい最近買取りが成立したのもういない。今は1200万円~1500万円の投資家しかいないのもう少し増やせないか」と理由をつけては購入金額を吊り上げられ、とても不安になった。その後も買取り業者に買取りを求めたが、結局応じてくれない。何とかお金を返して欲しい。 ※買取り業者はいずれも現在電話が繋がらず、登記情報もないため連絡不能になっている。	○金商法 ＜開示＞ ・開示規制…有価証券の募集等に該当する場合、原則、有価証券届出書の届出義務(第4条第1項) ・措置…課徴金納付命令(第172条) ＜登録業者＞ ・行為規制…虚偽告知の禁止(第38条第1号)等 ・措置…業務改善命令(第51条)、業務停止等(第52条) ＜無登録業者＞ ・行為規制…無登録業の禁止(第29条) 広告・勧誘規制(第31条の3の2) ・民事ルール…取引の原則無効(第171条の2) ・措置…金商法違反行為の禁止又は停止命令の申立て(第192条)  【参照】 金融庁の平成23年9月22日付け「ワールド・リソースコミュニケーション株式会社による無届社債券募集に対する課徴金納付命令の決定について」	・平成22年2月末日現在で合計546件の相談 ・支払金額が確認できる相談は320件、1件あたりの平均は約470万円、320件の総支払金額は14億円を超える 【平成22年2月末日までの登録分】
17	H22.4.7	「クレジットカード現金化」をめぐるトラブルに注意！—利用者自身も思わぬ大きなトラブルに巻き込まれるおそれが—	【事例2】宝石店と称し現金化を行っているケース 「ショッピング枠で現金化」と看板のある宝石店に行った。店頭には宝石の陳列はなく、現金化の話をする、クレジットカードを出すよう求められ、クレジットカードで10万円分の決済をしたようだ。控えて7万5000円を渡され、カウンターの下から腕輪を出された。「これを7万5000円で買い取った」と言われた。不審に思うので解約したい。	(事案によって、出資法(超高金利潜脱罪)違反とされる事案があり、さらに貸金業法(無登録営業の禁止:同法第11条第1項)違反とされる事案もあり得る。)	・平成17年度から平成21年度の約5年間で696件の相談(平成21年度に受け付けた相談件数は平成22年3月26日現在で207件の相談)
18	H22.4.7	高齢者をねらう、短歌・俳句の新聞掲載への電話勧誘—趣味につけ込む商法に注意—	【事例3】強引な勧誘で契約、思い直して断るも解約できないといわれた 俳句を雑誌に投稿したのがきっかけで、「新聞に作品を載せないか」と勧誘の電話がかかってきた。新聞に作品が載るのうれしいと思い乗り気になったが、代金が180,000円と高額なのに驚き断ったものの、強引に勧められ断りきれず契約した。2日後やっぱり高いと思って断ったが、既に掲載枠が取ってあり解約できないといわれた。	○特商法(電話勧誘販売) ・行為規制…不実告知(第21条)等 ・措置…指示(第22条)、業務停止(第23条)	・平成16年度から平成21年度の相談は571件 ・平均契約購入金額は約26万円 【平成22年3月25日までの登録分】
19	H22.4.21	風呂に入れるだけでラドン・ラジウム温泉になるとうたった商品	【事例4】 訪問販売で鉱石をパックにした商品を浴室に入れると温泉と同じ効果がありアトピーに効くと説明され購入したが、本当に効くのか。	○特商法(訪問販売) ・行為規制…不実告知(第6条第1項)等 ・措置…指示(第7条)、業務停止(第8条)	・平成16年度から平成22年2月末日までに、浴室で使用するラドン・ラジウム関連製品に関する相談が387件 ・購入価格帯別では、30万円以上50万円未満が165件(43%)、10万円以上30万円未満が118件(30%)

国民生活センターによる公表事例(財産事案)

※個別業法の適用の有無は、具体的な事案ごとに判断されるものである。本資料における「関係すると考えられる個別業法・個別法の例」の記載は、研究会の議論の参考とするために各事例の取引方法、商品等から、関係すると思われる個別業法・個別法の例を消費者庁の責任で取りまとめて記載したものであり、実際に各事例への各法律の適用可能性の有無を示すものではない。  
 【問題提起】「消費者の財産被害事例の中で、関係する個別法・個別業法がなく、十分な対応ができていないものがあるのではないか。」(資料2の7ページ)

資料4-1

番号	実施時期	件名	事例	関係すると考えられる個別業法・個別法の例	相談件数等
20	H22.5.26	借金をするとき、家を借りるとき、就職するとき…保証人紹介ビジネスのトラブルにご注意!	【事例2】保証人を紹介してもらえなかった 賃貸住宅の保証人が必要になり、インターネットで見つけた保証人の紹介会社に申し込みをした。インターネット上では、入金したらその日に保証人を紹介すると記載があった。電話でも、審査に合格すれば入金日に即紹介すると説明された。審査に合格したときには、既に公務員が保証人になることになっていると言われたので代金を振り込んだ。ところが保証人は紹介されなかった。	○特商法(通信販売) ・行為規制…債務履行の不当遅延(第14条)等 ・措置 …指示(第14条)、業務停止(第15条)	・平成20年度以前は100件台前半の相談、平成21年度には209件の相談 ・料金等を請求され実際に支払った額の内訳:1万円以上5万円未満が119件(36%)、5万円以上10万円未満が132件(40%)で、合わせて251件(76%)と約3/4を占める 【平成22年4月30日までの登録分】
21	H22.5.26	いまだ増加!高齢者を狙ったカニをめぐるトラブルに注意! -サケ・エビ・ホタテも、セット販売も…	【事例3】「クーリング・オフできない」といわれた 夫の同級生を名乗り、自宅にカニを送るという電話がかかってきた。夫へのプレゼントだと思ったから送付を了解しただけであるが、4万円支払うよういわれた。「それならば買うつもりはない」と販売業者に伝えたが「契約は成立しているので解約できない。カニは生ものなのでクーリング・オフはできない」といわれた。	○特商法(電話勧誘販売) ・行為規制…不実告知(第21条第1項)等 ・措置 …指示(第22条)、業務停止(第23条)	・平成17年度から平成21年度までで5,203件の相談 ・平均契約購入金額は、1万4718円 【平成22年4月末日までの登録分】
22	H22.6.9	ネット回線とテレビをつないで視聴する映像配信サービスに係る消費者トラブル-電話勧誘で「無料」と言われ契約したものの実は有料サービスであった-	【事例1】説明と違い消費者の費用負担が高額だった インターネットをしたいと思い、光回線の契約を結んだ。後日、プロバイダ事業者から電話があり、「1年間契約して頂ければ1万3,000円をキャッシュバックする、月額利用料の一部が無料になり、月々800円強で利用できる。他に費用負担はない」と説明された。自分は、初期費用約6,000円の他に負担はないのか確認したところ、負担はないとのことだったので申込みした。後日、事業者から送られてきた書類の中に専用端末の分割払いの通知書があったが、自分には関係ないと思っていた。最近改めて書面を読み直し、不安になったので事業者に問い合わせたところ、専用端末を分割払いで購入した契約になっていたことが分かった。事業者の書面にあったクーリング・オフ期間は過ぎてはいるが負担なく解約したい。	-	・平成17年以降、1,829件の相談 【2010年5月10日までの登録分】
23	H22.6.24	イラク通貨(イラクディナール)の取引に要注意! -高齢者等をねらった新手的投資トラブル-	【事例1】「必ず儲かる」「いつでも両替可能」と説明されたが、両替を断られた 業者から電話で「イラクからアメリカ軍が撤退すれば、ディナールの貨幣価値は20~30倍にまで上がる」「いま円をイラク通貨のディナールに両替しておけば、必ず儲かる」「選ばれた300人にしか勧めていない」などと、ディナールの購入を勧められた。その後、送付されたパンフレットを見たり、「希望すれば、すぐにディナールを円に両替する」と言われたこともあり、1口(=25,000ディナール紙幣1枚)10万円の契約をした。約200万円を業者の指定する銀行口座にお金を振り込んだところ、ディナール札が送付されてきた。その1ヵ月半後、お金が必要になったので「円に両替してほしい」と業者に申し出たところ、「今は出来ない」と断られた。騙された気がする。	-	・平成22年6月20日現在で65件の相談 ・消費者が既にお金を支払ってしまっていることが明らかケースは31件、その最高金額は2000万円
24	H22.7.7	高額な施術の契約をせかず美容医療サービス-きっかけはキャンペーン価格等の広告-	【事例5】フリーペーパーで脂肪溶解注射のキャンペーン価格を見て病院に行ったところ、広告は注射1本分の価格だったのに、実際に効果が出るには14本の契約が必要と言われた 脂肪溶解注射が通常価格の半額の1本約26000円で受けられるとフリーペーパーの広告に載っていたので、3万円を持って病院に向かった。説明を聞いたところ、「1本では効果がない。7本やらないと効果がないし、1回では効果がなく、2回必要」と言われた。嫌だと言ったが「ローンにする。値引きする」などと1時間にわたり勧誘され、7本の注射を2回受ける契約をし、クレジットの手数料も含めると約38万円、12回払いの契約をしてしまった。不本意な契約で、家族にも反対された。未施術分は解約したいと思い、連絡したが、医療サービスだから解約できないと言われた。	○景表法 ・行為規制…不当表示の禁止(第4条) ・措置 …措置命令(第6条)	・平成17年度から平成21年度の5年間で2,996件の相談 ・契約購入金額の平均は約83万円 ・既支払額の平均は約25万円 【平成22年6月末日までの登録分】
25	H22.8.4	住宅用火災警報器の訪問販売トラブルにご注意!	【事例2】断つたのに銀行に連れて行かれ代金を支払われた 突然業者に訪問され、「規則で付けている」「火災も増えているので」と火災警報器を勧誘されたが、息子に注意するよう言われていたので断った。だが、銀行まで車で連れて行かれ、その場でお金を払われた。2機取り付け7万円だった。領収書などの書面はもらっていない。知人に高額で不審だと言われた。	○特商法(訪問販売) ・行為規制…書面の不交付(第5条)等 ・措置 …指示(第7条)、業務停止(第8条)	・平成17年度から平成22年度までで827件の相談 ・平均契約購入金額は約14万円 【平成22年6月末日までの登録分】
26	H22.9.1	「独立開業で高収入?」軽貨物運送の代理店契約に関する相談が再び増加! -支払いできず、多重債務に陥るケースも-	【事例2】仕事は紹介されたが、説明のような収入にならない 夫が死亡し、家族を養うために仕事を探していたところ、配送の仕事を紹介するという求人広告を見つけた。その広告には、「軽自動車で独立開業!!」「月収30万円から45万円以上可」「ご自分の営業活動は不要」等と記載があったので、興味を持ち説明会に参加した。担当者より、「月収40万円位の収入になる」「仕事は豊富にあるので近場の配送業務をすぐに紹介できる」と説明され、契約することにした。入会費等として計40万円を支払う必要があったが、25万円を現金で払い、残金を12回払いで支払うことにした。また、仕事をするには業者の指定する軽自動車が必要だと言われ、業者が指定するディーラーで軽自動車を購入する契約をした。その支払いは合計約140万円を48回払いのクレジットを組んだ。その後、業者の指示に従って、「貨物軽自動車運送事業経営届出」に必要な書類を用意した。届出は業者が行った。 仕事をする準備が整った後、紹介された仕事を1ヶ月程やってみたが、支払われた報酬は十数万円にとどまり、そこからさらにガソリン代、車購入に伴う支払い、月会費、入会金の分割払い、保険料等の支払いを捻出すると、当初の見込報酬である40万円どころか、ほとんど収入にならず、生活が苦しいので解約したい。	○特商法(業務提携誘引販売取引) ・行為規制…不実告知(第52条第1項)等 ・措置 …指示(第56条)、業務停止(第57条)	-

国民生活センターによる公表事例(財産事案)

※個別業法の適用の有無は、具体的な事案ごとに判断されるものである。本資料における「関係すると考えられる個別業法・個別法の例」の記載は、研究会の議論の参考とするために各事例の取引方法、商品等から、関係すると思われる個別業法・個別法の例を消費者庁の責任で取りまとめて記載したものであり、実際に各事例への各法律の適用可能性の有無を示すものではない。  
 【問題提起】「消費者の財産被害事例の中で、関係する個別法・個別業法がなく、十分な対応ができていないものがあるのではないか。」(資料2の7ページ)

資料4-1

番号	実施時期	件名	事例	関係すると考えられる個別業法・個別法の例	相談件数等
27	H22.9.1	「金貨の“即”現金化」に注意！一後払い、転売で負債が膨らむトラブルが増加	【事例1】借金返済のため利用したが、支払えない 借金の返済のため、現金がすぐに必要だった。スポーツ新聞の広告に「即現金入手」と書いてあったので、電話で問い合わせ、2週間後に支払う約束で2万円分ということで、販売業者から1/10オンスの金貨 <sup>注3</sup> 1枚を購入した。その際、勤務先や親戚の連絡先などを書かされた。買取業者を案内され、11,000円に換金した。借金は返済したが、支払い日に金貨の代金を支払えない。どうすればよいか。 <sup>注3</sup> 2010年8月20日現在、小売価格は約13,000円、買取価格は約10,000円である。	(事案によって、出資法(超高金利潜脱罪)違反とされる事案があり、さらに貸金業法(無登録営業の禁止:同法第11条第1項)違反とされる事案もあり得る。)	・平成20年度以降、78件の相談 ・平均契約購入金額は約20万円 【平成22年8月20日までの登録分】
28	H22.9.1	悪質な「有料メール交換サイト」にご注意！ 「会いたい」「悩みを聞いて」「お金をあげる」というメールを安易に信用しないで！	【事例3】やめたいと返事をしても「助けて欲しい」というメールが届き、ポイント費用が高額になった 無料ゲームを利用していたところ、「友達になってほしい」とメールが来た。その人から「自分は芸能人でいろいろと相談に乗ってほしいが、大勢が使うこのサイトではやり取りできない」と言われ、別のサイトへと誘導された。その人とやりとりをする間にマネージャーと称する人が出てきて、「芸能人本人のメールアドレスを渡すので直接会ってほしい」といわれ、何度もメール交換したがその都度費用がかかった。お金がかかるので何度もやめたいといったがマネージャーの上司も出てきて「必ず通信費は払うので芸能人を助けてほしい」といわれた。これまでにクレジットカードや現金振込みなどを合わせて約200万円近く使ってしまった。なんとしてもお金を返してほしいという気持ちになりメール交換をせざるを得ない状況に陥った。毎日大量のメールが来て、精神的にも追い詰められた。だまされたと思うので返金してもらいたい。	—	・平成17年度以降、5,663件の相談 ・平均契約購入金額は約78万円 【平成22年8月16日までの登録分】
29	H22.9.24	換金性の乏しい外国通貨の取引にご注意！ イラクディナールに続き、今度はスーダンポンド…	相談事例2: 自宅に送付されたスーダンポンドのパンフレットは廃棄したが、その後、複数の業者から頻りに電話がかかる。「興味がない」と伝えているが、「50スーダンポンド紙幣1枚を1口15万円で購入すれば、4年後に350万円になるのは確実」「個人のみで企業は買えない。企業は個人からの買い取りを切望しているため、4~7倍(60万~105万円)で買い取る」「今なら、国際銀行の契約が決まっています、日本円に交換できる」と言われ、気持ちが揺れている。購入しておくべきだろうか。	—	—
30	H22.10.21	いわゆる「カラオケ著作権」の譲渡に関する相談の急増に対する注意喚起	(事例2)カラオケで人々が歌うとお金が入り配当が出ると勧誘された 業者から電話があった後、説明のため、自宅に訪ねてもらった。「カラオケを発明した人物が著作権を所轄庁に登録している、人々がカラオケで歌うとお金が著作権登録した人物に入る。150万円でその著作権の権利を買えば、1年間に25万円配当が出る。今後アメリカの著作権の担当庁に登録し、今まで登録して勝手に使用している企業に警告書を出し使用料を回収する。配当金は2年後から支払う。著作権者が亡くなった後も、配当は50年間貰える」という。申し込みをしたが、まだお金は支払っていない。	—	・平成21年度、平成22年度で53件の相談 ・契約・購入金額は、支払い前の相談を含めた平均では130万円 【平成22年9月末日までの登録分】
31	H22.10.21	住宅リフォーム工事の訪問販売トラブルが再び増加へー認知症高齢者などへの見守りでトラブルの拡大防止をー	【事例3】断っているのに勧誘され高額な床リフォーム工事を契約させられた 認知症の症状のある同居の母が、自宅に訪ねた業者に夜2時間ほど勧誘され、自宅マンションの床リフォーム工事を契約した。断るよう何度も母に言ったが、母は業者に勧められるまま、断り切れず300万円の高額な契約をした。翌日、母が電話で断ったが、数時間後、別の担当者が来訪し、新たに契約させたようだ。その契約書は見当たらないし、母に聞いてもよく覚えていない。クーリング・オフしたい。	○特商法(訪問販売) ・行為規制…迷惑勧誘(第7条)等 ・措置…指示(第7条)、業務停止(第8条)	・平成21年度は5,766件、平成22年度も9月末現在で2,400件の相談 ・平成22年度の平均契約・購入金額は約186万円 【2010年9月末日までの登録分】
32	H22.11.11	結婚相手紹介サービスのトラブルが増加ー法規制後も目立つ、高額な解約料や説明不足によるトラブルー	【事例1】書面に書かれていない「更新料」を請求された 結婚相手紹介サービス業者と2年前に契約し、入会金とその他費用とで合計10万円払った。入会後2人を紹介されたが、自分の希望とは合わなかった。その後サービスを利用せずにいたが、1年前、更新料1万円を請求する文書が届いた。更新料の話は聞いたことがなかったし、最初に渡された書面にも書かれていなかった。最近、過去2年分の更新料の請求書が届いた。業者は契約書面を渡したと言うが、渡されている書面にはクーリング・オフや中途解約、更新料などについて書かれていないので支払いたくない。	○特商法(特定継続的役務提供) ・行為規制…書面不備(第42条)等 ・措置…指示(同法第46条)、業務停止(同法第47条)	・平成17年度からの5年間で16,663件の相談 ・契約購入金額は平均50万円程度 【平成22年9月30日までの登録分】
33	H22.11.11	二酸化塩素による除菌をうたった商品一部屋等で使う据置タイプについて	【事例1】 店頭で芳香剤の形をしたウイルスを包み込みインフルエンザ対策になるという商品を購入したが、効果はあるのだろうか。	○景表法 ・行為規制…不当表示の禁止(第4条) ・措置…措置命令(第6条)	・平成17年4月から平成22年3月までに20件の相談 【平成22年3月末日までの登録分】
34	H22.11.25	二次被害としてリゾート会員権など金融商品以外にも広がる劇場型勧誘トラブルー過去に未公開株や社債トラブルに遭った人はご注意！ー	【事例1】「絶対に高値でリゾート会員権を買い取る」と勧誘業者に仕向けられ契約したケース 以前、未公開株などを700万円分購入し、トラブルに遭い損をしたことがある。ある日A社から電話があり、「B社のリゾート会員権のパンフレットが届いているか。これが届いているのは宝くじに当たっているようなものなので探すように」と言われ、探したら届いていた。2~3日後、A社から電話があり「絶対に高値で買い取るなのでその会員権を購入してほしい」と言われ断ったが、「全国に顧客がおり、多くの人が先に購入してもらって我々が高額で買い受けている。絶対に嘘(うそ)はない」と誘われ信用してB社のリゾート会員権を3口分、315万円で購入した。その後も「合計5口になればもっと高額で買い取る」とA社から追加購入を煽られ、さらに2口分210万円振り込んだ。支払金額の合計は525万円になる。A社はすぐ買い取りの準備をすと言っていたが、その後A社からの連絡は一切なく、連絡先もわからない。B社に連絡したがA社のことは知らないと言われ、解約にも応じてもらえなかった。	—	—



国民生活センターによる公表事例(財産事案)

※個別業法の適用の有無は、具体的な事案ごとに判断されるものである。本資料における「関係すると考えられる個別業法・個別法の例」の記載は、研究会の議論の参考とするために各事例の取引方法、商品等から、関係すると思われる個別業法・個別法の例を消費者庁の責任で取りまとめて記載したものであり、実際に各事例への各法律の適用可能性の有無を示すものではない。  
【問題提起】「消費者の財産被害事例の中で、関係する個別法・個別業法がなく、十分な対応ができていないものがあるのではないか。」(資料2の7ページ)

資料4-1

番号	実施時期	件名	事例	関係すると考えられる個別業法・個別法の例	相談件数等
35	H22.11.25	ますますエスカレートするマンションの悪質な勧誘一増加する「強引・強迫」「長時間」「夜間」勧誘	【事例5】絶対に儲かるといわれて契約したが赤字になり、物件価格も7割に下落していた 3年前、職場にマンションの勧誘電話があり、執拗に勧められた。業者と会ったところ、「本日中に契約すると得だ、絶対に儲かる」と言われ、新築マンションの購入契約をした。採算が合わないと言ったところ、2戸目のマンションを勧められ契約した。修繕費・銀行ローンを合算すると赤字になる。また、査定を依頼したところ、物件価格は7割に下落しており、解約したい。	○宅建業法 ＜宅地建物取引業者の場合＞ ・行為規制…不実告知の禁止(第47条第1号) 断定的判断の提供の禁止(第47条の2第1項)等 ・措置 …指示・業務停止(第65条)、免許取消(第66条)	・平成17年度以降平成22年度までの5年間で22,160件の相談 ・契約金額(※契約締結前でも契約金額がわかっている相談も含む。)の平均は約2500万円 【平成22年10月末日までの登録分】
36	H22.12.1	「クレジットカード現金化」をめぐるトラブルに注意！第2段一融資を得たいという目的での利用のほかに、紹介されて利用してしまうケースも	【事例2】支払いができないと「クレジットカード現金化」を紹介された 仕事がなく、お金に困っているときにSNSで「パチンコ店での仕事、未経験者歓迎、高収入」というアルバイトを見つけ、登録した。業者からパチンコ情報をもらい打ち子となって仕事をする事になったが、そのアルバイトをするには預託金や情報料が必要で、40万円を請求された。「そんなお金はない」と伝えると「クレジットカードを持っているか」と聞かれ、「このクレジットカード現金化業者で融資してもらえ」といわれた。電話し、必要な金額を伝え、クレジットカード番号を聞かれ、CDを購入したことにして現金を渡す(その商品にキャッシュバックをつける形になる)との説明を受けた。即日、30万円が振り込まれ、それをパチンコ情報会社に振り込んだ。その後、仕事をするためのパチンコ情報をもらったものの、理解できなかった。しかし、パチンコ情報会社からは次々に代金を請求され、「年金を前借りしろ」「消費者金融へ行け」といわれ、「やめたい」といったら「600万円払え」と脅された。怖くて眠れない。	(事案によって、出資法(超高金利潜脱罪)違反とされる事案があり、さらに貸金業法(無登録営業の禁止:同法第11条第1項)違反とされる事案もあり得る。)	・平成17年度以降、1,032件の相談 【平成21年10月31日までの登録分】
37	H22.12.9	モバイルサイト内職にご注意！一サイト作成料等の支払いに、無理に現金を作らせることも	【事例2】消費者金融会社で借金させてモバイルサイト作成料を支払わせた事例 「携帯電話で簡単にできる在宅の仕事」の求人広告を見て、履歴書に住所、氏名、職場等を記入して業者に送った。後日、業者から採用の連絡があり、モバイルサイトの作成料等として約40万円払うように言われた。お金がないと断ると、業者は「職場に迷惑がかかることになるが、いいのよ」と威圧的な言い方に変ったため、怖くなり、業者の指示通り、消費者金融会社から借りて支払った。その後、業者から契約書が送られてきたが、広告にあった仕事と内容が違うので、解約したい。	○特商法(業務提携誘引販売取引) ・行為規制…虚偽広告(第53条)等 ・措置 …指示(第56条)、業務停止(第57条)	・平成22年3月以降、231件の相談 ・契約購入金額の平均金額は約60万円 【平成22年11月20日までの登録分】
38	H22.12.21	突然自宅を訪れる貴金属等の買い取りサービスに関するトラブル一いったん業者の手にわたったら取り戻せない	【事例1】着物の買い取りのはずが、貴金属の買い取りも執拗に要求してきた業者 一人暮らしの母宅へ突然不要な着物を買取ると電話があり、処分してもいい着物があつたので後日来訪するよう伝えられた。当日、若い男性が来て着物は300円で買取ると言われた。あまりにも安かったが、不要な物なので買取ってもらうことにした。すると業者が、ついでに貴金属の鑑定をしてあげると言い、母が指につけていた祖母の指輪をいきなり外しにかかった。突然のことに驚いて必死で断ったが、他の物も見せるよう執拗に言われ、怖くて手持ちのネックレス、指輪、ブレスレットを見せた。すると業者は3点全てを1,700円で買取ると一方的に言い、代金と領収書を渡した。他に古銭や切手はないかとおもしつこく求めてきた。宝石3点はそれぞれ10万円以上もしたもので納得できなかったが、怖くて断れなかった。これ以上業者と関わりたくないで返品は求めないが、情報提供したい。	—	・平成19年度から平成22年度(11月末日登録分)までに774件の相談 【平成22年11月末日までの登録分】
39	H22.12.27	マグロやカツオの訪問販売に注意！-味見しませんか？包丁を持って購入を迫る等のトラブルが起きている-	【事例2】 味見したら包丁でまな板を叩かれ、怖かったので購入:魚の販売業者から訪問販売を受けた。マナカツオを勧められたので価格を尋ねると「600円」と言うので、買うことにした。すると「1匹12,000円」となり、「高いのでいらない」と断ると、包丁でまな板を叩かれ怖かったので、代金を支払ってしまった。	○特商法(訪問販売) ・行為規制…不実告知(第6条第1項)等 ・措置 …指示(第7条)、業務停止(第8条)	・平成17年度から平成22年度までの「魚介類」の訪問販売に関する相談は259件 ・1万円以上5万円未満が75件(48.4%)、1,000円以上1万円未満が63件(40.7%) 【平成22年12月20日までの登録分】
40	H23.1.13	不当な勧誘で誘う「競馬予想情報提供サービス」に注意一「絶対儲かる」「八百長レース」「デキレース」などのセールストークに惑わされないこと	【事例1】「必ず当たる」と巧みに勧誘し次々と情報料を要求する業者 大衆紙に掲載されていた競馬情報の広告をみて興味を持ったので、500円を業者の銀行口座に振り込み、こちらから連絡をして予想情報を教えてもらった。しかし、予想は外れたところ、業者から謝罪の連絡があり、「26万円を払えば必ず当たる情報を提供する」と言われ、情報料26万円を支払った。後日、業者から電話があり、「追加で10万円払えばよりよい情報が得られる」と言われたので、業者の言葉を信じて追加で10万円支払った。ところが、予想情報は全く当たらなかったため、苦情を言ったところ、「別の会社の情報を総合的に活用する。別の会社から情報を入手するために追加で費用が必要である」と言われ、損を取り戻したいという思いから、追加で18万円を支払った。それでも全く当たらず騙された気がついた。支払ったお金(約54万円)全額が戻ってくるとは思っていないが、少しでも返してほしい。	○特商法(電話勧誘販売) ・行為規制…不実告知(第21条)等 ・措置 …指示(第22条)、業務停止(第23条)	・平成17年度から平成22年度の約5年間で7,557件の相談 ・契約購入金額の合計額は約48億3600万円、契約購入金額の平均金額は約89万3,000円 【平成22年12月末日現在登録分】
41	H23.1.24	入札のたびに手数料が…!“ベニーオークション”のトラブルが急増	【事例1】入札に没頭し、手数料ばかりかかってしまった 豪華な家電製品や金券が、比較的安価で落札できるというインターネット広告を見て参加することにした。1回の入札に75円かかる。商品の価格が1円ずつ上昇する仕組みであったが、意地になって、寝る間も惜しんで、入札を繰り返してしまった。だが、結局落札できず、入札用のコイン15万円分を使ってしまった。支払わなければならない。	○景表法 ・行為規制…不当表示の禁止(第4条) ・措置 …措置命令(第6条)	・平成21年11月以降、192件の相談 ・契約金額等の平均金額は約4万2000円 【平成23年1月15日までの登録分】
42	H23.2.9	ご存知ですか？共同購入型クーポンサイトに関するトラブル	【事例1】 共同購入型クーポンサイトから12,000円の中華料理のコースが3,000円になるという格安クーポン券を購入し、中華料理店に食事に行ったが、広告に出ていた写真と量や質等の内容が明らかに違う。量は少ないし、素材の質も悪く、広告に出ていたコース料理の写真と全く違う内容だった。納得いかない。	—	・2010年10月ごろより相談が寄せられ始めている

国民生活センターによる公表事例(財産事案)

※個別業法の適用の有無は、具体的な事案ごとに判断されるものである。本資料における「関係すると考えられる個別業法・個別法の例」の記載は、研究会の議論の参考とするために各事例の取引方法、商品等から、関係すると思われる個別業法・個別法の例を消費者庁の責任で取りまとめて記載したものであり、実際に各事例への各法律の適用可能性の有無を示すものではない。  
 【問題提起】「消費者の財産被害事例の中で、関係する個別法・個別業法がなく、十分な対応ができていないものがあるのではないか。」(資料2の7ページ)

資料4-1

番号	実施時期	件名	事例	関係すると考えられる個別業法・個別法の例	相談件数等
43	H23.2.17	絶対に耳を貸さない、手を出さない！未公開株や社債のあやしい儲け話	【事例6】過去の損を取り戻そうと未公開株を購入したことをきっかけに、次々とお金を支払うことになった 以前、未公開株等で2500万円の損をしたことがある。今月になってA社の担当者から電話があり「損を全額取り戻してあげる。日本証券業協会から償還請求の認可を受けており、認可番号もある」B証券会社に口座を開設すれば、その口座にお金を振り込む。ただし、口座を開設するには、X社の未公開株を購入する必要があると言われた。そこで、X社の未公開株10万円分を購入し、B証券会社に口座を開設した。しかし、担当者から「口座が凍結されている。凍結が解除されればすぐに2500万円を振り込むが、解除には個人なら100万円、法人なら200万円が必要」と言われ、100万円を支払った。しかし、今度は「相手が法人なので、200万円が必要。あと100万円を支払うように」と言われ、お金がなかったため50万円だけ支払い、残りの50万円は担当者が工面した。その後、担当者的上司から「担当者がお金を工面したことは問題だ。担当者は解雇した」「あなたも1000万円の罰金、実刑の対象だが、あと10万円支払ったら会社のミスにする」「そうすれば、口座の凍結は解かれ2500万円も支払う」と言われた。信用してもよいか。	○金商法 ＜登録業者＞ ・行為規制…虚偽告知の禁止(第38条第1号)等 ・措置 …業務改善命令(第51条)、業務停止等(第52条) ＜無登録業者＞ ・行為規制 …無登録業の禁止(第29条) 広告・勧誘規制(第31条の3の2) ・民事ルール…取引の原則無効(第171条の2) ・措置 …金商法違反行為の禁止又は停止命令の申立て(第192条)	・平成13年度以降の未公開株と社債に関する相談総件数は31,310件 ・平成13年度以降の累計は約860億円 【平成23年1月31日までの登録分】
44	H23.2.24	スーダンボンドの購入を持ちかける業者に注意！「買い取る」「代わりに申し込んで」と勧誘する手口	【事例1】過去に購入した金融商品を買収すると勧誘する手口 過去に未公開株や社債を購入したことがあった。見知らぬ業者から「悪質業者の被害者リストを見て電話した。あなたが以前購入した未公開株を買収する。代わりにスーダンボンドの両替を申し込んでほしい。代金は当社が支払うのであなたは損しない」と電話で説明された。以前購入した金融商品の損失を少しでも回復したいと強く思い、未公開株を買収するという業者に紹介されたスーダンボンド販売業者に1口50万円、15口750万円分の両替を申し込んだ。 振込予定日になって、未公開株を買収するという業者から連絡があり、「銀行から融資を受けようとしたが期日に間に合わない。代わりに販売業者に事情を説明してほしい」と言われ、販売業者に支払いが遅れる旨伝えたと、販売業者から「なぜ遅れるのか」と言われたので、代金は未公開株を買収するという業者が支払うことになっていると正直に話したところ、「今すぐ代金を支払え！」と販売業者に激怒された。 買取業者に事情を話すと「スーダンボンドの購入代金を立て替えてほしい。後で必ず返すから」と言われた。代金はまだ支払っていないが、既に自分の名前で申し込んでしまっているため、支払わなければならないのか。	—	＜スーダンボンド＞ ・平成22年8月以降、306件の相談 ・すでにお金を支払ってしまった相談は245件、支払金額のうち、平均金額は約497万円、最高金額は7100万円 【平成23年1月末日までの登録分】 ＜イラクディナール＞ ・平成21年8月以降、749件の相談 ・すでにお金を支払ってしまった相談は647件、支払金額の平均金額は約465万円、最高金額は7000万円 【平成23年1月末日までの登録分】
45	H23.2.24	複雑・巧妙化するファンドへの出資契約トラブルプロ向け(届出業務)のファンドが劇場型勧誘によって消費者に販売されるケースも	【事例1】新薬開発会社への投資を執拗に勧誘され、出資契約をしてしまった(登録業者) 投資に関する資料が送られてくるようになり、何度も勧誘の電話が入り「新薬を開発するすばらしい会社に投資する組合に出資しないか。投資先の会社が株式を公開すれば、株価が値上がりする。投資先の会社は来年株式を上場するので銀行に置くよりはお金の増える」と勧誘された。「80歳を過ぎているし、お金もない」と断っていたが、説明を聞いているうちにだんだんその気になってしまい、契約申込書を登録会社であるファンド販売会社に送ってしまった。しかし、よく分からないものなので解約したい。 【事例2】「高値で買い取る」と勧められ海産物事業者へ出資した(届出業者) 突然見知らぬ業者から「匿名組合を運営している会社で優良なところがある。この会社に投資すれば必ず儲かる。(持分権利を)何倍もの価格で買い取る」という電話があった。一旦は断ったがその後も執拗に連絡があり、根負けをして匿名組合の運営会社でもあるマグロなどの海産物事業者と約300万の出資の契約をした。その後も様々な業者から買い取りの連絡があったが、色々理由をつけられ、結局買い取りの約束は一度も実行されなかった。海産物事業者のホームページには適格機関投資家等特例業務の届出があるが、支払ったお金を返してほしい。 契約以前にはアフリカの資源開発をしている会社の社債を購入しており、出資契約の後、他の会社の社債やリポート会員権の契約をしている。被害回復を勧める電話や必ず未公開株と手持ちの社債を交換するという勧誘などが現在も頻繁にあり、混乱している。	○金商法 ＜登録業者の場合＞ ・行為規制…虚偽告知の禁止(第38条第1号)等 ・措置 …業務改善命令(第51条)、業務停止等(第52条) ＜無登録業者の場合(【事例2について】)＞ ・行為規制…無登録業の禁止(第29条) 広告・勧誘規制(第31条の3の2) ・措置 …金商法違反行為の禁止又は停止命令の申立て(第192条) ＜届出業者の場合＞ ・行為規制…虚偽告知の禁止(第63条4項、第38条1号) ・措置 …金商法違反行為の禁止又は停止命令の申立て(第192条)	・平成21年4月以降に寄せられた「ファンド型投資商品」に関する相談は7,345件 ・すでにお金を支払ってしまったという相談は4,364件、支払い金額の平均は約570万円 【平成23年1月31日までの登録分】
46	H23.3.3	急増している「水資源の権利」と称する新手法の投資取引のトラブル！	【事例1】「水源地の権利は銀行の利息より良い」などと見知らぬ業者から巧妙に勧められた 突然見知らぬ業者(A社)から電話で水資源の大切さを説明された後、「水源地の権利は銀行の利息よりも良いものである。また、権利を外国人に買われると問題だ。水源地の権利のある会社(B社)が販売しているので買わないか」という話を受けた。B社に連絡したところ「6%の配当があり、毎月1,500円が入金される。1口30万円、1年償還である」と説明され、良い話と思いB社に30万円を振り込んだ。更にA社から、権利の追加購入を勧められた。お金がないと断ったが、「私が10万円を負担するから20万円追加してもらえないか」と言われ、20万円をB社に振り込んだ。しかし、A社から「上司にはばれて10万円の負担ができなくなった。代わりに権利を90万円で購入」と言われ、販売会社(B社)に10万円を振り込んだ。その後A社が買い取らないので尋ねたところ、「買い取りは証券が届いた後だ」とのことだった。後日、販売会社とは別の合同会社(C社)の社員券が送付された。不審なので返金して欲しい。	【金融商品取引業に該当する場合】 ○金商法 ＜登録業者＞ ・行為規制…虚偽告知の禁止(第38条第1号)等 ・措置 …業務改善命令(第51条)、業務停止等(第52条) ＜無登録業者＞ ・行為規制…無登録業の禁止(第29条) 広告・勧誘規制(第31条の3の2) ・措置 …金商法違反行為の禁止又は停止命令の申立て(第192条)	・平成22年11月頃以降、268件の相談 ・消費者が既に金銭を支払ってしまったことが明らかな相談は57件。既支払金額は、50万円以上100万円未満が9件(15.8%)、100万円以上200万円未満、200万円以上300万円未満がそれぞれ8件(14.0%)、300万円以上400万円未満が6件(10.5%) 【平成23年2月28日までの登録分】

国民生活センターによる公表事例(財産事案)

※個別業法の適用の有無は、具体的な事案ごとに判断されるものである。本資料における「関係すると考えられる個別業法・個別法の例」の記載は、研究会の議論の参考とするために各事例の取引方法、商品等から、関係すると思われる個別業法・個別法の例を消費者庁の責任で取りまとめて記載したものであり、実際に各事例への各法律の適用可能性の有無を示すものではない。  
 【問題提起】「消費者の財産被害事例の中で、関係する個別法・個別業法がなく、十分な対応ができていないものがあるのではないか。」(資料2の7ページ)

資料4-1

番号	実施時期	件名	事例	関係すると考えられる個別業法・個別法の例	相談件数等
47	H23.3.17	自社割賦を支払手段とした販売方法に問題のある相談が増加一強引な勧誘、支払能力を超えた契約は断って！一	【事例2】キャッチセールスで長時間勧誘され、収入が少ないのに高額な絵を買わされた 路上で女性にチラシを渡され「絵の展示会をやっているのだから来ませんか」と声をかけられビルの展示会場に連れて行かれた。印象に残った絵がありますかと聞かれ、ある絵を指すと販売員から46万円だと言われた。椅子に座るよう勧められ、「自分はフリーターで収入が少なく買えない」と断ったところ、販売員は席を立ち、しばらくして戻って来た。30万円にするので買わないかと購入を勧められ、その後2時間説得され仕方なく契約してしまった。6,000円の60回払いの分割払契約書を書く際に、年収が110万円なのに200万円と記入するよう言われた。高額なのでやはり解約したい。	○特商法(訪問販売) ・行為規制…迷惑勧誘(第7条)等 ・措置…指示(第7条)、業務停止(第8条)	・自社割賦のうち、販売方法に関する相談は、平成17年度から平成22年度までで14,955件 ・契約購入金額は平均約59万円、既支払額は約15万円 【平成23年2月末日までの登録分】
48	H23.3.30	有料老人ホームをめぐる消費者トラブルが増加一相談の傾向と消費者へのアドバイス一	【事例5】広告の内容と実際のサービス内容が違い退去したいが償却額が高い 数年前、広告を見て家族を「24時間、常勤の看護スタッフがおり連携協力医療機関も整備して安心」という有料老人ホームに入居させた。しかし、夜間は看護スタッフはおらず、介護スタッフも入れ替わりが激しい。改善を求めたが改善されなかった。家族もホームを出たいと言っているのに退所させたいが、「入居一時金」の初期償却料金が高すぎる。	○景表法 ・行為規制…不当表示(第4条) ・措置…措置命令(第6条)	・平成17年度から平成22年度に2,049件の相談 ・平均契約購入金額の年度別推移は、概ね800万円から1000万円の間に(平成17年度から平成22年度全体の平均は約915万円) 【平成23年2月末日までの登録分】
49	H23.5.26	慌てて契約しない！屋根の修理サービス一震災に便乗した悪質な勧誘に注意一	【事例5】 地震で屋根瓦が落ちてしまった。訪問してきた業者に屋根の葺き替え工事を勧誘されたが、高額なので断っていた。しかし、業者に1日に3~4回訪問され、「判を押せ」とせかされて、契約してしまった。また、工事日も決まっていなかったのに、「内金30万円をすぐ入れるように」と言われた。クーリング・オフしたい。 問題点:何度も訪問勧誘され、せかされて契約させられる。	○特商法(訪問販売) ・行為規制…再勧誘の禁止(第3条の2)等 ・措置…指示(第7条)、業務停止(第8条)	・平成23年3月11日以降受け付けた震災関連の相談12,605件のうち、屋根の修理サービスに関する相談は533件 【平成23年5月11日までの登録分】
50	H23.6.1	震災を口実に訪問する貴金属の買い取りサービスにご注意	【事例1】心臓ペースメーカーに再利用すると勧誘された 「震災で不足している心臓ペースメーカーに使うための金属を探している」と訪問があった。業者に言われるままイヤリング等のアクセサリを約10点売ってしまった。やはり返してほしいと思い、業者が置いていった連絡先に電話したがつながらず、2日後に連絡がつき返却を希望したが、すでに手元にないと言われた。どうしたらよいか。	—	・平成23年3月11日以降受け付けた震災関連の相談のうち、訪問買い取りサービスに関する相談は、全国で53件 【平成23年5月11日までの登録分】
51	H23.6.9	「消費者トラブル解決」をうたう探偵業者ににご注意を！！	【事例1】 以前、未公開株を購入し、被害に遭ったことがある。ある日、知らない探偵業者から電話があり「被害調査費用はかかるが、被害金を取り戻すことができる」と勧誘された。取り戻せるならと思い、約20万円を支払った。その後、業者から被害回復には、さらに詳しく調査する必要があるのだと、あと約15万円必要だと言われた。費用を振り込もうと銀行に行ったところ、不審に思った銀行員と警察官に振り込みを止められた。	○探偵業法 ＜探偵業者の場合＞ ・行為規制…書面交付義務(第8条)等 ・措置…指示(第14条)、営業の停止等(第15条)	・平成18年度以降、923件の相談 ・契約購入金額の平均金額は約54万円 【平成23年5月20日までの登録分】
52	H23.6.17	「クレジットカード現金化」をめぐるトラブルに注意！第3弾一ギャンブル情報料、内職、未公開株…様々な支払いに広がっている一	【事例1】 今までに未公開株を数百万円で購入したことがあった。先日、「保有している未公開株を買い取るので、代わりにレアアースの新しい株を買わないか」という勧誘があった。この株は2カ月後には上場するので、高値で買い取って転売してくれるという。お金がないと断ると、クレジットカードで60万円分の買い物をするよう指示され、それを換金して40万円手渡された。そのお金を銀行口座に振り込んだが、現在保有をしている株を買い取ってくれるはずの代金が振り込まれなかった。だまされたと気づいた。どうしたらよいか。	(事案によって、出資法(超高金利潜脱罪)違反とされる事案があり、さらに貸金業法(無登録営業の禁止:同法第11条第1項)違反とされる事案もあり得る。)	・平成17年度以降、1,402件の相談 【平成23年5月31日までの登録分】
53	H23.6.23	震災に乗じた未公開株の勧誘に注意！一「被災地支援」など震災にかこつけた話にだまされないうで一	【事例1】風力発電会社の未公開株 東日本大震災の後、突然知らない業者A社からダイレクトメールが届いた。社名に見覚えはなく、中には風力発電の事業を行っているB社のパンフレットが入っていた。後日、A社から電話があり、「当社はB社の未公開株の購入を勧めている。今回の原発事故の影響で、原子力発電は使われなくなる。今後は風力発電が目目される。B社は風力発電事業を行っており、政府の高官も視察に行くような将来有望な会社だ。あなたは特別優待で、この会社の未公開株を安く買うことができる。今のうちに安く買っておけば、後で得をする」と勧誘され、B社の未公開株を1口40万円で購入した。 その後、証券会社を名乗る業者から次々と「1.5倍で買い取る」「買い増してほしい」という勧誘の電話がかかるようになった。不審に思い、娘に相談したところ、「だまされている」と言われた。返金してほしい。	○金商法 ＜登録業者＞ ・行為規制…虚偽告知の禁止(第38条第1号)等 ・措置…業務改善命令(第51条)、業務停止等(第52条) ＜無登録業者＞ ・行為規制…無登録業の禁止(第29条) 広告・勧誘規制(第31条の3の2) ・民事ルール…取引の原則無効(第171条の2) ・措置…金商法違反行為の禁止又は停止命令の申立て(第192条)	・震災関連の未公開株に関する相談件数は25件 ・すでにお金を支払ってしまった相談は9件。平均金額は約607万円 【平成23年3月から同年6月10日までの登録分】



国民生活センターによる公表事例(財産事案)

※個別業法の適用の有無は、具体的な事案ごとに判断されるものである。本資料における「関係すると考えられる個別業法・個別法の例」の記載は、研究会の議論の参考とするために各事例の取引方法、商品等から、関係すると思われる個別業法・個別法の例を消費者庁の責任で取りまとめて記載したものであり、実際に各事例への各法律の適用可能性の有無を示すものではない。  
 【問題提起】「消費者の財産被害事例の中で、関係する個別法・個別業法がなく、十分な対応ができていないものがあるのではないか。」(資料2の7ページ)

資料4-1

番号	実施時期	件名	事例	関係すると考えられる個別業法・個別法の例	相談件数等
54	H23.6.24	アプリコット合同会社の「温泉付き有料老人ホーム利用権」は契約しないです！	【事例2】契約後に建設予定地の自治体に問い合わせたら、予定はないと言われた 「温泉付き有料老人ホームの利用権を代わりに買ってもらえれば、6カ月後に1.6倍で買い取る」と突然買取業者から電話がかかってきた。その後、合同会社グリーンアート(以下、グ社)からアプリコット合同会社(以下、ア社)に関するパンフレットと申込書が届き、買取業者から何度もしつこく電話がかかってきた。断わり切れなくなってグ社に連絡し、1口20万円を6口申し込み、120万円をグ社の銀行口座に振り込んだ。 その後、不審に思い、警察に相談したところ、ア社が開設するという有料老人ホームの建設予定地を見に行くよう言われた。現地には老朽化した保養所が建っており、有料老人ホームと思われる建物など存在しなかった。また、建設予定地の自治体に確認したところ、当該土地には有料老人ホームの建設がされる予定はないとのことだった。その後、ア社の社員券が送付されているが、騙されたと思うので、解約したい。	【金融商品取引業に該当する場合】 ○金商法 ＜登録業者＞ ・行為規制…虚偽告知の禁止(第38条第1号)等 ・措置…業務改善命令(第51条)、業務停止等(第52条) ＜無登録業者＞ ・行為規制…無登録業の禁止(第29条) 広告・勧誘規制(第31条の3の2) ・措置…金商法違反行為の禁止又は停止命令の申立て(第192条)	・平成23年3月以降、6月23日現在、寄せられた相談は367件 ・すでに支払ってしまったケースは53件、そのうちの7割が100万円以上支払ってしまっている
55	H23.7.21	「高速バス」のトラブル、増えてますー運行タイプによる、トラブルの違いー	【事例8】 腰痛持ちで、楽に座って行きたいため、深くリクライニングする幅の広いシートを備えたバスをネットで探し予約した。出発日にバス会社から連絡があり「車両故障で、通常の観光バスタイプに変更となる」とのこと。「横4列席の車両なので、2席分を利用してよい」と言われたが、思うようにリクライニングできないほうが困るのでキャンセルしたい。	○道路運送法 ・行為規制…運送約款の揭示義務(第12条第1項) ・措置…事業改善命令(第31条)、事業停止命令等(第40条)等  ○旅行業法(契約の相手方が旅行業者である場合) ・行為規制…旅行業約款の揭示義務(第12条の2第3項) ・措置…業務改善命令(第18条の3)、業務停止命令等(第19条)	・平成18年度以降、752件の相談 【平成23年7月10日までの登録分】
56	H23.7.21	大学生に広がる投資用教材DVDの紹介販売トラブルー多額の借金や友人を失ってまでも本当に必要ですか？ー	【事例1】友人から「絶対ためになる」と誘われたが、投資用教材DVDを買うことに 高校時代の友人から、「内容は言えないが絶対ためになる話がある」と電話があり、喫茶店に数回呼び出された。そこには、友人の知人が同席しており、その知人から「このDVDにある投資方法を使って日経平均先物の取引をすれば、大きな利益を得ることができる」などと勧誘を受けた。内容はよくわからなかったが、投資への興味と、友人からの話ということで信用し、約60万円のDVDを買うことにした。手持ちでは足りなかったため、残りは学生ローンで借金をした。しかし、契約直後、知人から「このDVDを誰かに紹介すると10万円のマージンが入る」と教えられ、友人はこのために自分を誘ったことがわかり、がく然とした。その上、DVDの説明のように利益は得られなかった。不信感を持ったので解約したい。学生ローンの支払いで生活はとてもしんどい。	○特商法(訪問販売) ・行為規制…不実告知(第6条第1項)等 ・措置…指示(第7条)、業務停止(第8条)	・平成21年度以降の投資用教材に関する相談は123件 ・既支払金額の平均は約52万円 【平成23年7月15日までの登録分】
57	H23.7.21	放射性物質への不安につけこむ広告や勧誘にご注意を！	【事例6】放射性物質を吸着除去するという温浴器 2年前に健康機器の展示販売会で浄水器を購入したことがある。その後、その販売業者は、点検する等と言って何度か自宅に来訪していた。震災後に来訪した際、放射性物質を吸着するという石の玉が入った温浴器を風呂の中で使うよう勧められた。東北地方に息子が住んでいるので、1台約50万円の温浴器を2台購入することにした。その日は内金として約20万円を支払った。息子に電話で温浴器のことを伝え、と、「そんな話は聞いたことがない」と言われた。だまされたと思うので、解約したい。	○特商法(訪問販売) ・行為規制…不実告知(第6条第1項)等 ・措置…指示(第7条)、業務停止(第8条)	・震災関連の“放射能”に関する相談は、2011年3月11日以降6月10日までの3カ月間で合計2,140件 【平成23年6月22日登録分まで】

国民生活センターによる公表事例(財産事案)

資料4-1

※個別業法の適用の有無は、具体的な事案ごとに判断されるものである。本資料における「関係すると考えられる個別業法・個別法の例」の記載は、研究会の議論の参考とするために各事例の取引方法、商品等から、関係すると思われる個別業法・個別法の例を消費者庁の責任で取りまとめて記載したものであり、実際に各事例への各法律の適用可能性の有無を示すものではない。  
【問題提起】「消費者の財産被害事例の中で、関係する個別法・個別業法がなく、十分な対応ができていないものがあるのではないか。」(資料2の7ページ)

番号	実施時期	件名	事例	関係すると考えられる個別業法・個別法の例	相談件数等
58	H23.8.4	仏像の勧誘に注意！－劇場型勧誘や送り付け、震災に便乗したセールストークなどに気をつけて－	【事例3】いらないと断ったのに仏像を送り付ける 数カ月前、仏像のパンフレットが郵送されてきたが、興味もなかったのでよく読まずに破棄した。その後業者から電話があり、仏像購入の勧誘をされたため、「いらない」と言うのと「いらなければパンフレットに同封された書面を返信するように書いていたのに返信がなかった」と、私が返信しなかったために申込みとなったようなことを言われた。その時断ったつもりだったが、数日後、同じ業者から「仏像を送る」と電話があった。再度「いらない」「勧誘しないでくれ」と断ったが、「仏像に名前を彫ってしまったので解約できない」と言われその2日後に仏像が送付されてきた。金額を見ると高額だったのでびっくりしたが、送られてきたものは受け取って支払わなくてはいけいのかと、あきらめていた。しかし、家族にも相談し、返品して支払いを拒否したいと思うようになった。この業者からは以前にも同じように勧誘され、商品を買ったことがある。	○特商法(電話勧誘販売) ・行為規制…再勧誘の禁止(第17条)等 ・措置…指示(第22条)、業務停止(第23条)	・平成18年度以降、1,140件の相談 ・契約購入金額の平均額は、平成23年度は120万円を超えている 【平成23年7月25日までの登録分】
59	H23.8.25	新卒の儲け話、医療機関債の販売勧誘トラブル！	【事例1】強引な勧誘で国債と同じで元本割れしないと説明され、医療機関債の申し込みをした 突然自宅に電話があり、「医療について興味はないか。年利4%の債権を買わないか」との勧誘を受けた。怪しいと思い断ったが、後日再度電話があり、「近くに来ているので説明を聞いてほしい」と言われた。断ったものの「今、家の前にいる。暑い中やってきている」と言われ、思わず玄関を開けた。そこには汗だくの男性が立っており、「期間は5年。国債と同じで元本割れしない安全な商品。2口100万円分購入すれば3カ月ごとに1万円が振り込まれる」と説明を受けた。「それほど金利のよいものなんて信じられない」と断ったが、男性の身分証明書などを見せられ「これでも信用できないか」と威圧された。強引で断りきれず、手付金1万円を支払い、残りの代金は後日支払うことにした。 その後、お金を用意するため金融機関で投資信託の解約を申し出たところ「怪しいので消費生活センターに相談した方がよい」と言われた。不審なので解約してお金を返してほしい。	○医療法 ・措置…事業者が医療法人の場合には、医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときには、必要な措置をとるべき旨を命ずることが可能となる。(医療法第64条第1項)	・平成23年度以降、127件の相談 ・既に支払ってしまったことが確認できるケースは20件。15件が「100万円以上500万円未満」、3件が「1000万円以上2000万円未満」 【平成23年8月15日までの登録分】
60	H23.9.22	CO <sub>2</sub> (二酸化炭素)排出権取引に関する儲け話のトラブル！－一般の消費者は手を出さないで－	【事例1】原発事故の関係でCO <sub>2</sub> が増えると勧誘され、CO <sub>2</sub> 排出権取引を契約した 1カ月前、電話勧誘後に訪問してきた業者から「投資に興味ありませんか。現在、原発事故で電力が不足しており、今後は火力発電が中心になる。CO <sub>2</sub> が増え価格が上がってくるのでCO <sub>2</sub> の売買をする」といった勧誘を受けた。投資に興味があるわけではないが、環境への手助けになればとの思いと、営業員の年齢や名前が息子と重なって冷たくできないとの思いで契約を交わし、当日90万円、さらに1週間後に90万円を払った。しかし、後日「価値が50%下がったので追加金が180万円必要だ」と言われた。勧誘の際にリスクがある事は聞いていたが、追加でお金が必要と言われ動揺した。また、売買する時には連絡すると言っておきながら勝手に取引を始めていた事に疑問を持ち始めた。 その後も何度か追加金を請求されたが「もうお金がない」と断った。取引の仕組みもわからずに儲け話に乗った自分も悪いが、業者の対応には納得できない。半分でも返金してほしい。	<取次ぎ事業者の場合> ○特商法(訪問販売) ・行為規制…不実告知(第6条第1項)等 ・措置…指示(第7条)、業務停止(第8条)	・平成22年度以降、230件の相談 ・既に支払った件数は112件、平均金額は約347万円 【平成23年9月10日までの登録分】
61	H23.10.27	「買い取る」を口実にした外国通貨の取引にだまされないで！	【事例1】過去に買ったスーダンポンドを買い取る条件としてアフガニを購入させられた 6月頃にスーダンポンドを約250万円分購入し、損をしたことがある。最近、知らない業者から電話があり、「あなたが以前買ったスーダンポンドを高額で買い取る。買い取りの条件として、アフガニを購入してもらう必要がある」と言われた。教えられた業者に連絡し、アフガニ45万円分を購入する契約をし、代金を指定された銀行口座に振り込んだ。 その後、アフガニを購入したことを息子に話すと、だまされていると言われた。だまされているのか。	—	<アフガニ> ・平成23年2月以降、合計322件の相談 ・平均金額は約339万円、最高金額は4400万円 【平成23年10月17日までの登録分】 <リビアディナール> ・合計32件の相談 ・平均金額は約250万円、最高金額は1800万円 【平成23年10月17日までの登録分】 <ベトナム・ドン> ・合計25件の相談 ・平均金額は約173万円、最高金額は1200万円 【平成23年10月17日までの登録分】

○本資料は、消費者庁発足(平成21年9月1日)後に、(独)国民生活センターが行った注意喚起のうち、財産事案に関するものを基に作成した。

○「関係すると考えられる個別法・個別業法の例」について  
各事例における対象商品、役務等に照らして、関係すると考えられる個別業法・個別法を例示したものであり、各事例への実際の適用可能性を示すものではない。

法令名については、以下のように省略する。

- ・特定商取引に関する法律…特商法
- ・特定商取引に関する法律施行規則…特商法施行規則
- ・金融商品取引法…金商法
- ・宅地建物取引業法…宅建業法
- ・不当景品類及び不当表示防止法…景表法
- ・探偵業の業務の適正化に関する法律…探偵業法

国民生活センターによる公表事例(財産事案)

※個別業法の適用の有無は、具体的な事案ごとに判断されるものである。本資料における「関係すると考えられる個別業法・個別法の例」の記載は、研究会の議論の参考とするために各事例の取引方法、商品等から、関係すると思われる個別業法・個別法の例を消費者庁の責任で取りまとめて記載したものであり、実際に各事例への各法律の適用可能性の有無を示すものではない。  
【問題提起】「消費者の財産被害事例の中で、関係する個別法・個別業法がなく、十分な対応ができていないものがあるのではないか。」(資料2の7ページ)

資料4-1

番号	実施時期	件名	事例	関係すると考えられる個別業法・個別法の例	相談件数等
----	------	----	----	----------------------	-------